

旭川市手話言語に関する基本条例 制定 10 周年記念事業（案）

令和 8 年 1 月時点

平成 28 年 7 月 1 日に旭川市手話言語に関する基本条例が制定され、手話を使って安心して暮らせる社会の実現に向け、手話の普及啓発、理解促進のため、様々な取組を推進してきた。

令和 8 年 7 月 1 日に条例制定 10 周年を迎えるため、手話は言語であることを改めて認識し、より広く市民に手話に対する理解を深めることを目的に、条例制定 10 周年記念事業を実施する。

1 旭川市手話言語に関する基本条例制定 10 周年記念イベント

日時 令和 8 年 7 月又は 9 月

場所 旭川市障害者福祉センターおびった 体育館

内容 (1) 映画「ぼくが生きてる、ふたつの世界」上映 <1 時間 45 分>

(2) ろうの俳優・忍足 亜希子さんの講演 <1 時間>

2 パネル展示

日時 令和 8 年 6 月 17 日～7 月 1 日 2 週間

場所 旭川市役所 総合庁舎 1 階ロビー

内容 手話条例制定までの流れや、手話施策事業、手話表現等を紹介



3 広報誌あさひばし 7 月号に掲載

内容 条例や手話施策についての紹介、ろう者のインタビュー記事を掲載。

4 デジタルサイネージに掲載

日時 令和8年7月1日～7月31日 1か月

場所 旭川市役所総合庁舎1階、イオンモール旭川駅前店ほか

内容 条例制定10周年の周知、手話表現「例：ありがとう」（放映時間は10秒）



↑市役所総合庁舎1階



↑イオンモール旭川駅前店1階